

環境影響評価書の概要

—第二多摩川原橋(仮称)有料道路建設事業—

平成 2 年 7 月

東京都道路公社

1 総 括

1-1 事業者の氏名及び住所

東京都道路公社理事長 大崎 本一

東京都港区南青山1丁目2番19号101

1-2 対象事業の名称

第二多摩川原橋（仮称）有料道路建設事業

〔対象事業の種類：道路の新設〕

1-3 対象事業の内容の概略

本事業は、府中都市計画道路2等大路第2類第12号線（以下「府中2・2・12号線」という。都市計画道路については同じ表現とする。）及び多摩1・2・2号線のうち東京都、稲城市大字東長沼地内の主要地方道町田調布線（以下「町田調布線」という。）を起点に、同府中市押立町3丁目地内の府中3・4・3号線を終点とする区間の1部を都市計画変更し、約1.8 kmの道路を新設するものである。

事業の工程は、表1-3 に示すとおりであり、供用開始を平成7年度に予定している。

表1-3 事業工程表

工事内容\年	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目
橋梁架設工事	—	—	—	—	—	—
道路立体化工事	—	—	—	—	—	—
一般街築工事	—	—	—	—	—	—

1-4 環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の計画内容を考慮し、地域の概況を把握することにより選定した予測・評価項目について、現況調査を行い、対象事業の実施が及ぼす環境への影響について予測及び評価した。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表1-4 に示すとおりである。

表1-4 環境に及ぼす影響の評価の結論（その1）

予測・評価項目	評 価 の 結 論
1 大 気 汚 染	工事の完了後、計画路線の利用交通に伴う環境への影響は、一酸化炭素、二酸化窒素及び二酸化硫黄とも、環境基準を下回るため、少ないと考える。
2 騒 音	工事の施行中の建設作業騒音は、一部の工種で評価の指標を上回るが、新規格の低騒音型建設機械を積極的に導入し、周辺地域の環境保全に努める。 工事の完了後の道路交通騒音は、一部の時間帯において環境基準を上回るが、各時間帯の内訳を見ると概ね下回る。 本事案を進めるにあたっては、沿道利用との調和を考慮し、遮音壁の設置等の諸対策を講じ、周辺地域の環境保全に努める。
3 振 動	工事の施行中の建設作業振動は、法及び条例に定める基準を下回るため、環境への影響は少ないと考える。また、低振動型建設機械を積極的に導入し、周辺地域の環境保全に努める。 工事の完了後の道路交通振動は、法に定める要請限度を下回るため、環境への影響は少ないと考える。
4 低周波空気振動	工事の完了後、計画路線の利用交通に伴う低周波空気振動は、都市部の日常生活の中に多様に存在している音圧レベルの範囲内にあるため、環境への影響は少ないと考える。
5 水 質 汚 濁	工事の施行中の多摩川橋梁部基礎工事では、築島を設けたケーソン工法の採用により、濁水の発生を最少とするため、河川の水質への影響は少ないと考える。
6 地 形 ・ 地 質	掘削部工事の施行中における地盤の変形、不圧地下水及び周辺井戸への影響は、施工方法等を工夫することにより、ないものと考ええる。工事の完了後の掘削部構造物による不圧地下水への影響は、掘削深さ（約0～8m）と地下水位（約5～7m）の関係及び透水性からないものと考ええる。 万一、本事案の実施により周辺井戸等に影響が及ぶと認められた場合には「公共事業に係る工事の施行に起因する水枯渇等により生ずる損害等に係る事務処理要領の制定について」に基づき対処する。
7 陸 上 植 物	工事の実施に伴い、植物の生育基盤は若干減少するが、周辺に同様な基盤が広く分布している。また、天然記念物や学術的に重要と考えられる種及びその植生域は存在しないため、陸上植物への影響は少ないと考える。
8 陸 上 動 物	工事の実施に伴い動物（鳥類、昆虫類等）の生息基盤は若干減少するが、同様な生息基盤が広く分布している。また、天然記念物や学術的に重要と考えられる種及びその生息域は存在しないため、陸上動物への影響は少ないと考える。

表1-4 環境に及ぼす影響の評価の結論（その2）

予測・評価項目	評 価 の 結 論
9 水 生 生 物	多摩川橋梁部基礎工事による影響は築島内に限定され、その影響が周辺水域に及ぶおそれはなく、築島工事に伴って発生する濁水は、極めて一時的であり、かつ微少なものであるため、水生生物への影響は少ないと考える。
10 日 照 阻 害	計画路線により新たに生ずる日陰時間は「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる損害等に係る費用負担について」に定める日陰時間を下回るため、環境への影響は少ないと考える。
11 電 波 障 害	一部の地域で遮へい障害の発生することが予測されるが、この影響については「公共施設の設置に起因するテレビジョン電波受信障害により生ずる損害等に係る費用負担について」に基づく共同受信システムなどの対策により、解決することができると考える。
12 景 観	計画路線区域内の植栽可能な部分には極力緑化を図り、橋梁の形状や色彩に検討を加え、周辺の地形や景観に適合するよう十分に配慮するため、地域景観並びに代表的な眺望地点からの眺望に与える影響は少ないと考える。

1-5 評価書案の修正の概略

評価書案の修正の概略は、表1-5のとおりである。

表1-5 評価書案の修正の概略

修 正 箇 所	修 正 事 項	修 正 内 容 及 び 修 正 理 由
1 総 括 1-3 対象事業の内容の概略	事業工程表	工程を一部修正した。
1-4 環境に及ぼす影響の評価の結論	評価の結論	騒音については、工事の施行中の結論を修正した。また、工事完了後、環境基準を超えると予測される地域について、環境保全のための措置を具体的に記述した。地形・地質について評価の結論を一部修正した。
2 対象事業の目的及び内容 2-2 事業の内容	道路計画図	縦断面図に道路縦断勾配を記述した。
5 現況調査、予測及び評価 5-1 大気汚染 5-1-2 予 測	予測事項	浮遊粒子状物質を予測しなかった理由を記述した。
5-2 騒 音 5-2-1 現況調査	騒音規制法に基づく特定建設作業の騒音の規制に関する基準 東京都公害防止条例に基づく指定建設作業の騒音の勧告基準	特定建設作業の騒音の規制に関する基準及び指定建設作業の騒音の勧告基準を改正後のものに変更した。
5-2-2 予 測	建設機械騒音のパワーレベル	低騒音型・低振動型建設機械指定要領運用の改正に伴い、建設機械騒音のパワーレベルを変更した。
	予測結果	予測結果を変更した。
5-2-3 評 価	評 価	工事の施行中の評価を変更した。 工事完了後の措置を具体的に記述した。
7 環境保全のための措置 7-1-1	騒音（工事の完了後）	道路交通騒音が環境基準を超えると予測される地域について、環境保全のための措置を具体的に記述した。
7-1-2	騒音及び振動（工事の施行中）	工事の施行中の環境保全のための措置について、記述を追加した。